

○盛岡市老人憩いの家条例

昭和55年3月28日条例第12号

改正

昭和56年10月1日条例第26号
 昭和59年6月27日条例第31号
 昭和63年12月19日条例第39号
 平成7年3月24日条例第21号
 平成8年3月28日条例第16号
 平成12年3月30日条例第28号
 平成16年12月27日条例第50号

盛岡市老人憩いの家条例

(趣旨)

第1条 この条例は、老人憩いの家の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 老人に対して教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するとともに、地域福祉の増進を図るため、老人憩いの家を次表のとおり設置する。

名称	位置
盛岡市立つなぎ老人憩いの家	盛岡市繫字館市100番地10
盛岡市立西青山老人憩いの家	盛岡市西青山三丁目6番30号
盛岡市立高松老人憩いの家	盛岡市高松三丁目8番53号
盛岡市立山岸老人憩いの家	盛岡市山岸六丁目13番13号

(開館時間)

第3条 老人憩いの家の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する老人憩いの家にあつては、指定管理者。以下第6条まで及び第9条において同じ。）が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

(休館日)

第4条 老人憩いの家の休館日は、12月30日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に開館し、又はこれら以外の日に臨時に休館することができる。

(老人憩いの家の使用)

第5条 老人憩いの家を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、老人憩いの家の使用が次の各号の一に該当すると認めた場合は、前項の許可をしない

ものとする。

- (1) 他の使用者に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、老人憩いの家の管理上適当でないとき。

3 市長は、老人憩いの家の管理上必要があると認めたときは、第1項の許可に条件を付することができます。

(許可の取消し等)

第6条 市長は、老人憩いの家の管理上必要があると認めた場合又は前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは老人憩いの家からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。
- (2) 偽りその他の不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 前条第1項の許可を受けた後において同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 前条第3項の条件に違反したとき。

(禁止行為)

第7条 使用者は、老人憩いの家において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売その他の商行為をすること。
- (2) 許可を受けないで印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。
- (3) 特定の政治運動又は宗教活動をすること。

(使用料)

第8条 老人憩いの家の使用料は、無料とする。

(損害賠償)

第9条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第10条 老人憩いの家の管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかつたとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかつたときは、この限りでない。

(指定管理者の指定の手続)

第11条 老人憩いの家の管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、市長が定める期限までに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。

- (1) 市民の平等な使用が確保されること。
- (2) サービスの向上が図られること。
- (3) 管理に係る経費の縮減が図られること。
- (4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。

(指定等の告示)

第12条 市長は、前条第2項の規定により指定管理者の指定の通知をしたとき又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(変更の届出)

第13条 指定管理者は、その名称、住所その他市長が定める事項に変更があつたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があつたときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者による管理の基準)

第14条 指定管理者の行う老人憩いの家の管理の基準は、次のとおりとする。

- (1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則等の規定に基づき、適正に管理すること。
- (2) 取得した個人情報を適正に管理すること。

(指定管理者の業務)

第15条 老人憩いの家の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条ただし書の規定に基づき、開館時間を変更すること。
 - (2) 第4条ただし書の規定に基づき、臨時に開館し、又は休館すること。
 - (3) 第5条第1項の許可を行うこと。
 - (4) 第5条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。
 - (5) 第5条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すること。
 - (6) 第6条の規定に基づき、第5条第1項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは老人憩いの家からの退去を命ずること。
 - (7) 施設及び設備の維持管理に関する事。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、老人憩いの家の管理に関する事。
- 2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。
- 3 指定管理者は、第1項第4号から第6号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。
- (事業報告書の提出)

第16条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、市長が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 業務の実施状況
- (2) 使用者の数
- (3) 管理経費の収支状況
- (4) その他市長が必要があると認めた事項

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、老人憩いの家の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年条例第26号）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- 2 盛岡市社会福祉施設管理委託条例（昭和49年条例第20号）の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

附 則（昭和59年条例第31号）

- 1 この条例は、昭和59年7月1日から施行する。
- 2 盛岡市社会福祉施設管理委託条例（昭和49年条例第20号）の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

附 則（昭和63年条例第39号）

- 1 この条例は、昭和64年2月1日から施行する。
- 2 盛岡市社会福祉施設管理委託条例（昭和49年条例第20号）の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

附 則（平成7年条例第21号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年条例第16号）

この条例は、平成8年6月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第28号）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に改正前のそれぞれの条例に基づく規則若しくは教育委員会規則の規定によりされた許可の処分その他の行為（以下「処分等の行為」という。）又はこの条例の施行の際現に改正前のそれぞれの条例に基づく規則若しくは教育委員会規則の規定によりされている許可の

申請その他の行為（以下「申請等の行為」という。）は、改正後のそれぞれの条例の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

附 則（平成16年条例第50号抄）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 附則第3項及び第4項（第1条の改正規定に限る。）の規定 公布の日
 - (2) 第16条の規定 平成17年4月1日
- 2 この条例の施行の際第1条から第3条まで、第7条から第10条まで、第12条、第13条、第15条、第17条から第32条まで、第34条及び第35条の規定による改正前のそれぞれの条例（以下「改正前の各条例」という。）の規定により市長若しくは教育委員会が行った許可で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の各条例の規定により市長若しくは教育委員会に対してなされた申請で施行日以後において指定管理者が行うこととなる業務に係るものは、指定管理者が行った許可又は指定管理者に対してなされた申請とみなす。
- 3 第1条から第13条まで、第15条及び第17条から第35条までの規定による改正後のそれぞれの条例の規定による指定管理者の指定の手続及び当該指定の告示は、施行日前においても行うことができる。